

別紙

1 通行禁止除外指定車標章

許可の申請を受理した佐賀県公安委員会は、当該申請に係る車両が次の(1)から(8)のいずれかに該当するときは、通行禁止除外指定車標章を交付するものとする。

- (1) 一般廃棄物の収集のため使用中の車両
- (2) 電気、ガス、水道、電信若しくは電話又は鉄道の緊急修復工事のため使用中の車両
- (3) 信号機、道路標識等その他の交通安全施設の設置又は維持管理のため使用中の車両
- (4) 医師又はこれに準ずる者が急病人等に対する緊急往診又は緊急手当のため使用する車両

ア 医師又はこれに準ずる者とは、医師、歯科医師、保健婦、助産婦、看護婦及び柔道整復師をいう。

イ 使用する車両には医師等を同乗させている車両を含む。

- (5) 報道機関が緊急取材のため使用中の車両

ア 報道機関とは、新聞、ラジオ、テレビ、通信社等公共報道機関をいい、業界紙、機関紙、社内紙等特定の読者を対象とするものを除く。

イ 使用する車両は、当該報道機関の所有する車両又は仮上げ車両とし、仮上げ車両の場合は、契約を証する書面の提示が必要である。

- (6) 感染症患者の移送又は感染症の予防活動に使用中の車両
- (7) 狂犬病予防法に基づく犬の捕獲に使用中の車両
- (8) 通常郵便又は電報の配達に使用中の車両（メール便や小包等は含まない）

2 駐車禁止除外指定車標章（身体障害者等以外）

許可の申請を受理した佐賀県公安委員会は、当該申請に係る車両が次の(1)から(4)のいずれかに該当するときは、駐車禁止除外指定車標章を交付するものとする。

- (1) 1 通行禁止除外指定車標章(1)～(8)
- (2) 裁判所の緊急執行
- (3) 放置車両の確認又は標章取付けのために使用中の車両
- (4) 患者輸送車及び車いす移動車

3 駐車禁止除外指定車標章（身体障害者等）

許可の申請を受理した佐賀県公安委員会は、当該申請に係る車両が次の(1)から(4)のいずれかに該当するときは、駐車禁止除外指定車標章を交付するものとする。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者で歩行困難な者
別表のとおり
- (2) 戦傷病者手帳の交付を受けている者で歩行困難な者
別表のとおり
- (3) 療育手帳（知的障害・障害程度1級）の交付を受けている者で歩行困難な者
- (4) 色素性乾皮症により小児慢性特定疾患時手帳の交付を受けている者で歩行困難な者

○「歩行困難な者」とは、下肢機能障害により自力で歩行困難なため車両を使用する必要があるものをいう。

○障害者・戦傷者手帳等の障害の等級が別表に該当しない場合であっても、特に歩行困難と認められる者については、当該標章の対象となる。

別表

駐車禁止除外指定車標章（身体障害者）の障害等級

障害の種類		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害		1～3級 4級（両目の視力の和が0.09～0.12）	特別項症～第4項症
聴覚障害		2級、3級	特別項症～第4項症
平衡機能障害		3級	特別項症～第4項症
上肢不自由		1級	特別項症～第3項症
		2級（両上肢の機能の著しい障害及び両上肢の全ての指を欠く者に限る）	
下肢不自由		1～4級	特別項症～第3項症
体幹不自由		1～3級	特別項症～第4項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（脳性まひ）	上肢機能	1級	—
		2級（1上肢のみに機能障害がある場合を除く）	
	移動機能	1～4級	—
心臓機能障害		1級、3級	特別項症～第3項症項症
じん臓機能障害		1級、3級	特別項症～第3項症項症
呼吸器機能障害		1級、3級	特別項症～第3項症項症
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級、3級	特別項症～第3項症項症
小腸機能障害		1級、3級	特別項症～第3項症項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1～3級	—
肝臓機能障害		1～3級	特別項症～第3項症項症

上記の障害等級かつ歩行困難